

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成24年8月28日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

が、平成24年7月30日付号で行った生活保護申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成24年7月30日付で審査請求人（以下「請求人」という。）の母親（以下「主」という。）に対し、生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人はこれを不服として平成24年8月28日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、生活保護申請却下決定通知書によると「その他（資産不活用のため）」としている。

これに対して請求人は、「現状では家庭が崩壊する為最後のとりでとしてお願いしたい。」等と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分

の取消を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 主が、平成3年12月から平成23年4月まで及び平成24年2月から平成24年6月まで、一戸建て2世帯住宅の1階部分で、主の夫と生活していたこと。当該居住地の所有権は、土地を主の夫が有し、建物（1階部分及び2階部分）を請求人が有していたこと。

※参考（固定資産税に係る不動産評価額）

土地：10,205,783円

建物：5,980,000円

- (2) 上記(1)の2階部分で、請求人と請求人の妻が生活していたこと。
- (3) 請求人が、上記(1)(2)の2世帯住宅を取得するに際して、金融機関から借入を行ったこと。当該借入のために、主の夫が所有する土地を担保に提供していること及び当該借入に係る返済が未了であること。
- (4) 4～5年前頃から、主には認知症による徘徊行為等が見られたこと。主に対して、主の夫、請求人、請求人の妻が在宅で介護を行っていたこと。
- (5) 主が要介護4の認定を受けていたこと。
- (6) 主の夫の収入は月額約5万円の年金収入のみであること。
- (7) 主の夫が高齢であること、請求人と請求人の妻が心身共に疲弊していたこと、主は主の夫との口喧嘩などで衝突することが多いこと等を理由に、引き続き居宅での介護を行うことが困難として、主が平成24年7月1日から■■■■の有料老人ホームへ入所することとなったこと。
- (8) 上記(7)に伴い、主の住所が当該有料老人ホームの住所地へ移動されたこと。
- (9) 請求人が、平成24年7月2日に処分庁に対して、主を単身世帯とする法による保護の申請を行ったこと。

- (10) 処分庁は主に対する保護の可否についてケース診断会議を行い、主を出身世帯から世帯分離することは認められないと思われるが、その認定について慎重に判断する必要があるとの結論に至り、県本庁へ疑義照会を行うこととしたこと。
- (11) 上記(10)に対する県本庁の回答は、当該世帯については世帯分離要件に該当しないため、同一世帯として認定することが適当である旨の内容であったこと。
- (12) 処分庁は、上記(11)を踏まえて、主、主の夫、請求人、請求人の妻を同一世帯と認定した上で、住宅ローン付き建物所有者からの保護申請であること等により「資産不活用」を理由として、本件処分に至っていること。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第2条では、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と、無差別平等の原則を定めている。

イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

ウ 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と、世帯単位の原則について定めている。

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 厚生省発社第123号 厚生省事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなかった場合であったも、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

オ 生活保護による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1-1では、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、

- (1) 出かせぎをしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

を示している。

カ 局長通知第1-2-(8)では、同一世帯に属していると認定されるものでも、「救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設の入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）」は、世帯分離して差しつかえないとしている。

キ 生活保護問答集について（平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問1の35では、施設入所者の世帯分離について、「施設入所者につき世帯分離が認められるのは、局第1の2の(8)に掲げる施設の入所者に限定される。すなわち、これらの施設は生活施設であって、その入所者はほとんど出身世帯へ帰来する見込みがないからである。個々の事例につき同一世帯かどうかを常時判断することは實際上著しく困難であり、さらに長期間同一世帯と認定することは出身世帯員にとって酷な場合も存するので、取扱い上世帯分離として処理することとしているのである。その他の施設に入所している者については上記の事情は存しないので、世帯分離は認められない。ただし、以上は世帯分離の認定についてであって、これとは別に施設入所者と出身世帯との生計関係が全く途絶え、帰来の見込みも全くないような場合には、別世帯と認定されることもある。」としている。

ク 局長通知第11-1-(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」としている。

ケ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第3の14では、「ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。」と、ローン付き住宅保有者からの保護申請の取り扱いを示している。

(2) 本件処分について

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態のみに着目して保護を行うこととし、社会的身分等により優先的・差別的に取扱われることがないことを規定しているが、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することとしている（法令等ア、イ、ク、ケ）。

また、法第10条は「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と定められているところ（法令等ウ）、ここでいう世帯とは、改訂増補 生活保護法の解釈と運用（昭和26年12月15日）によると「収入及び支出、即ち、家計を一にする消費生活上の一単位。」と解釈されている。

これを本件処分にみると、処分庁は、有料老人ホームへ入所した主と出身世帯員等との世帯認定の取り扱いについて、県本庁への疑義照会等を踏まえた上で、本件事案については次官通知等で示される世帯分離の要件に該当しないとして、主と主の夫、請求人、請求人の妻を同一世帯として認定し、請求人世帯は保護の要件を欠くものとして本件処分に至っていることが認めら

れる（認定事実(3)(10)(11)(12)）。

ところで、別冊問答集問1の35には、施設入所者の世帯分離の要件について示しており、ここでいう施設とは局長通知第1-2-(8)に掲げる施設に限定されているところではあるが、但書きとしてこれとは別に、施設入所者と出身世帯との生計関係が全く途絶え、帰来の見込みも全くないような場合には、別世帯と認定することがある旨の取り扱いが示されている（法令等キ）。

これに照らすと本件事案は、主の住所地が移動されていること、主には認知症による徘徊行為等が見られること、主が要介護4の認定を受けていたこと、主の有料老人ホームへの入所理由は引き続き居宅での介護を行うことが困難としていたこと、主と主の夫の関係が悪く共に生活させることは不相当との出身世帯の申立があること、主の夫の年金（約5万円/月）のみでは、自己の最低生活の維持がやっとであり、主の生計費を賄うことが期待出来ないこと等を踏まえると（認定事実(2)(4)(5)(6)(7)(8)）、出身世帯との生計関係が全く途絶え、帰来することが困難なものであると思慮される。

よって、世帯の認定については当該但書きにより認定すべきであったと考えられ、本来は別世帯として認定されるべき請求人及び主の夫の資産不活用を理由とした本件処分は不適切なものであったと言わざるを得ず、請求人の主張には理由がある。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年8月21日

沖縄県知事

仲井眞 弘多

（教示）

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。